



【現職者用記入例】

被扶養者申告書【認定用】

提出先・問合せ先
〒231-8309 横浜市中区日本大通5-1
公立学校共済組合神奈川支部 給付グループ
電話 (045)210-8179

Table with columns: 事務次長, 確認者, 担当者. Includes a callout bubble: いずれかに☑をしてください。

◆提出書類一覧(別紙A)または(別紙C)で添付書類を確認してください。◆太枠内の確認、証明を忘れずに。

Main application form with fields for member info, dependent info, and income. Includes callouts: 共済の所属コードを記入してください。 所属所の事務担当者が記入してください。 既に認定されている者は記入しないでください。 資格確認書の交付が必要な方は、(注1)に該当する方のみです。 認定理由と添付書類は、提出書類一覧(別紙A)または(別紙C)で確認してください。 扶養手当を確認して記入してください。 一般認定の要件の方で扶養手当が不支給となる場合は、認定できません。 特別認定の場合は、年に1回、認定要件(被扶養者の収入、生計維持関係等)の確認を行います。 認定後の被扶養者の収入に関する書類(給与明細・年金通知等)は、必ず保管しておいてください。

同意事項 section with text: 私は、次の認定要件を全て確認しましたので、被扶養者を申告します。 Includes a list of 6 conditions and a signature line.

- (注1) 資格確認書の交付は次の①～④いずれかの該当者に限ります。
(注2) 事実発生日から30日を経過して申告書を所属所に提出した場合は、所属所文書受付印の日が認定日となります。
(注3) 認定日から向こう1年(将来に向けて)の被扶養者の収入を記入してください。
(注4) 20歳以上60歳未満の配偶者は、「国民年金第3号被保険者関係届」(給付様式第2-2号)を添付してください。
(注5) 自治体から「医療証」等(乳児・小児医療証、障害者医療証、ひとり親医療証、福祉医療証、特定医療費受給者証等)が交付されている場合は、「市区町村による医療費助成受給の(開始・停止・延長)届出書」(給付様式第8-1号)に医療証等の写しを添付して提出してください。
(注6) 「個人番号届」(給付様式第12-1号)に個人番号がわかる書類の写しを添付して提出してください。
(注7) 一般認定または継続認定(新規の特別認定以外)の場合は、扶養手当の認定状況の記入及び給与事務担当者の証明印が必要です。

所属所文書受付印 (注2) 〇〇市立 〇〇〇〇学校 〇〇年4月〇日 収受印. Includes callout: 所属所は記入内容や添付書類を確認のうえ、所属所の文書受付印を押印してください。押印後、添付書類と共に

被扶養者申告書【認定用】と添付書類は、所属所で控えを保管してください。

【任意継続組合員用記入例】

被扶養者申告書【認定用】

提出先・問合せ先
〒231-8309 横浜市中区日本大通5-1
公立学校共済組合神奈川支部 給付グループ
電話 (045)210-8179

Table with 3 columns: 事務次長, 確認者, 担当者

◆提出書類一覧(別紙A)または(別紙C)で添付書類を確認してください。◆太枠内の確認、証明を忘れずに。

Main application form with multiple rows for dependent members. Includes fields for name, birth date, residence, and income. Includes callouts like '既に入力済みの情報は入力しないでください' and '資格確認書の交付が必要な方は(注1)に該当する方のみです'.

同意事項 (Consent) section. Includes a declaration of understanding of conditions and a signature line for the applicant, 神奈川 太郎.

Notes (注) 1-7: 注1: 資格確認書の交付は次の①～④いずれかの該当者に限ります。注2: 事実発生日から30日を経過して申告書を所属所に提出した場合は、所属所文書受付印の日が認定日となります。注3: 認定日から向こう1年(将来に向けて)の被扶養者の収入を記入してください。注4: 20歳以上60歳未満の配偶者は、「国民年金第3号被保険者関係届」(給付様式第2-2号)を添付してください。注5: 自治体から「医療証」等(乳児・小児医療証、障害者医療証、ひとり親医療証、福祉医療証、特定医療費受給者証等)が交付されている場合は、「市区町村による医療費助成受給の(開始・停止・延長)届出書」(給付様式第8-1号)に医療証等の写しを添付して提出してください。注6: 「個人番号届」(給付様式第12-1号)に個人番号がわかる書類の写しを添付して提出してください。以前認定されていた場合も必要です。注7: 一般認定または継続認定(新規の特別認定以外)の場合は、扶養手当の認定状況の記入及び給与事務担当者の証明印が必要です。

所属所文書受付印 (注2) 共済組合文書受付印 事実発生日から30日以上経過して申告書を共済組合に提出した場合は、共済組合の受付日が認定日となります。

被扶養者申告書【認定用】と添付書類は、所属所で控えを保管してください。